

## 案件に関連する指摘・対応状況

### 問題解決済

国名：案件名
東ティモール：太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画
(1) 問題・指摘の概要
主に以下の4点の指摘を受けている。 ① kWあたりの事業単価が、日本国内の標準的な価格と比較して、高価ではないか。 ② プロジェクトを準備する時間が短すぎたのではないか。 ③ 費用対効果の観点も評価基準に含まれるべきではないか。 ④ 交換公文に具体的な事業内容を規定すべきではないか。
(2) 原因
① 本事業は経済危機対策として我が国の太陽光発電システム関連技術を諸外国に広く紹介することを主目的としており、日本法人メーカーに限定して調達を行った結果、国際輸送費や邦人技術者の出張費等が上乘せされた。我が国の太陽光発電システムのPR効果を狙い、人目には触れるが広さを確保できない場所（屋上等）に設置する計画であったため、施工費等が相対的に上昇することが見込まれた。太陽電池モジュールの価格下落が始まる前に積算が行われた。応札リスクが高い国や市場規模が極めて小さい国については、応札業者が少数になる傾向があり、これらについて単価が高くなる傾向があった。 ② 当時の景気後退への対処、太陽光発電に係る市場争奪戦の激化、COP15交渉プロセスへの考慮といった事情により、緊急の実施が求められていた。 ③ 先例のない日本製システムを短期間で導入した国が多く、当該国においてコスト評価のために参考とできる類似事業がなかった。 ④ 交換公文締結後に先方政府等により、事業実施の基礎とする事情等が変更される場合もあるため、交換公文に事業の詳細まで規定することは適切とは考えられない。
(3) これまでの対応及び現状等
上記の原因を分析し、今後下記の改善策を講じることとした。
(4) 今後の対応・教訓等
① 入札参加企業拡大のための取組を継続して検討する。 ② より十分な調査を実施の上で、案件内容を一層慎重に精査する。 ③ 日本国内の事業で導入される機材と同種の機材を調達する場合には、(ア)当該部分について国内の類似の事業等を参照するなど、事業の費用対効果について何らかの形で事前評価を行うこととし、この点を案件採択時の調査項目に加える、(イ)各被供与国・サイトの環境や事情に応じて追加的に機材や工事が必要となる部分についてもそのコストを明示するなど、適正な比較が行えるよう工夫する。